

●香川県告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年9月20日から同年10月11日まで一般の縦覧に供する。

平成25年9月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 高松普通寺線（33号）
- 3 道路の区域

| 区 間 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) | 備 考 |
|--|-----------------|---------------|---|
| 高松市香西東町415番7地先 から 高松市香西東町333番4地先 まで | 11.7~31.2 | 185 | 平成22年香川県告示第473 号及び平成23年香川県告示 第101号で変更した区域 |

- 4 供用開始の期日 平成25年9月20日